

藤原京の成立と構造をめぐる諸問題

小澤 毅

奈良文化財研究所

1. 古代都市「藤原京」の誕生

日本初の都城建設 奈良盆地の南端に近い、大和三山に囲まれた地域を中心として、天武5年(676)に大がかりな土木工事がはじまった。山を削り、谷を埋めて土地造成をおこない、そこに側溝を掘削して、縦横に走る道路がつくられていく。『日本書紀』天武5年是年条は「新城」と表記するが、持統8年(694)に都となる日本初の本格的な都城、藤原京⁽¹⁾の建設である。

こうした未曾有の大工事は、当時の人々の目には、神の所業にも比すべきものと映ったらしい。『万葉集』巻19には、壬申の乱が平定されたのちに作られたという、次の歌が載せられている。

大君は神にしませば 赤駒の腹ばふ田居を京師となしつ (4260)

大君は神にしませば 水鳥のすだく水沼を皇都となしつ (4261)

この2首については、従来、天武による飛鳥浄御原宮の造営を歌ったものと解するのが一般的であった。けれども、当時の浄御原宮周辺に「赤駒の腹ばふ田居」や「水鳥のすだく水沼」が広がっていたとは考えられない。「京師」「皇都」という表現とあわせて、より広い範囲の造成工事に関わる可能性が高いだろう(岸1987。岸1988, pp.271-306)。飛鳥浄御原宮が既存の施設を継承した宮殿で、大規模な新造にかかるものではないとすれば(小澤2003, pp.19-71)、年次的な関係からも、新城すなわち藤原京の造営を歌ったとみるのが妥当だと思う。

藤原京成立の意義 では、莫大な労力を費やして新都を建設した理由とは何だったのだろうか。

藤原京に先だって宮殿がおかれた飛鳥には、浄御原宮(672~694年)や後岡本宮(656~672年)など、天皇の宮殿を中心に、さまざまな施設が集中していた。しかし、地形的な制約から、いずれも十分な面積を確保することはかなわず、施設の配置も整ったものとは言いがたい。また、その中枢部は宮殿や寺院と関係施設の集合体であって、一部の僧尼を除き、皇族以外の人々が居住するための空間は存在しなかった。おそらく、朝廷に出仕する氏族も、多くは自身の本拠地に住み、必要に応じて宮に通うというかたちをとっていたと想像される。

これらは、律令とよばれる基本法典に基づき、全国を統治する国家体制をめざしていた当時の日本にとって、望ましいものではなかった。天皇を中心とした中央集権化を推し進めるうえでは、豪族の配下で仕事をしてきた者たちを、直接天皇に仕える官僚へと転身させ、毎日役所に出勤することで俸禄を得る、というしくみに変える必要があったのである。

ただし、そのためには、宮殿から一定の範囲内に、官僚を住まわせる空間を政府が用意しなければならない。こうして、前代までとは異なり、広大な京城をもつ恒久的な都が建設されることになった。つまり、京城とは、まず第一に官僚の居住空間にほかならず、各地の氏族は本拠地を離れて京内に居住させられ、名実ともにはじめての「都市住民」が誕生するのである。

なお、彼らには、位階に応じて宅地が分け与えられたが、その便宜を図るために、縦横に走る道路で区画される中国風の規格的な街割りがつくられていた。これを条坊と呼ぶ。その最小単位は約 133m (375 大尺⁽²⁾) 四方で、これが条坊制の 1 町にあたる。この規格は以後、平城京や長岡京、平安京などの日本都城にほぼ踏襲されていくことになるが、そのはじまりは藤原京にあった。

さらに、京の住人には、人口の 1～2 割に達する僧尼 (吉川 2004) や、全国から召集された多くの兵士も含まれていた (館野 1994)。彼らもまた、商工業などに従事する人々とともに、京の性格を特徴づける居住者と言える。藤原京の最大の特質は、前代とは異なるこうした多数の都市住民と条坊の存在にあり、その都市的指標は次のように整理できよう (小澤 2003, p.203)。

- (1) 周囲の農村と視覚的に区別される集住空間として、明確な領域をもつこと
- (2) 居住者の面において、周囲の農村の住民との間に質的な差違を有すること
- (3) それらが一過性のものではなく、ある程度の恒久性をもって存在すること

京の統治は、京職のもとに坊令、その下に坊長をおく行政組織によっておこなわれていた。一方、諸国の場合は、国一郡 (評) 一里という行政単位のそれぞれに、国司、郡司、里長が配される。両者はまったく別の体系をなし、全国の統治は「京」と「国」があいまって完結するものであった。「京」を特別に重視する点に、日本の律令制の特質をみることができる (岸 1987)。

また、藤原京の成立には、当時の国際情勢も大きく関わっていた。天智 2 年 (663) の白村江の戦いで唐・新羅の連合軍に大敗を喫した日本は、中国を規範とした国家体制の整備を急ぐとともに、その象徴的存在としての都城を建設する必要に迫られたのである。この意味でも、藤原京は、社会的な分業の発展がもたらした自然発生的な都市ではなく、あくまでも国力を結集して建設された計画的都市であり、きわめて政治的な産物であった。

2. 藤原宮の画期性

以上のように、藤原京は、結果的には和銅3年(710)3月に平城京へ遷都するまでの15年あまりという短期間の都におわったが、日本における律令制都城の成立を告げるものとして、きわめて重要な意義をもっている。

瓦葺の宮殿 この中心をなす藤原宮は、一辺約920m前後(2,600大尺)の広大な面積を占め、掘立柱の間を土壁でふさいだ瓦葺きの大垣で囲まれた内部に、多数の建物が計画的に配置されていた。天皇の住まいである内裏や、政治・儀式の場である大極殿・朝堂をはじめとして、さまざまな役所がおかれた空間である。そして、大極殿・朝堂などの中枢部や大垣に開く門は、礎石上に建つ瓦葺き建物となった。その柱は赤く、窓は緑色に塗られ、飾り金具が金色に輝いていたことだろう。

こうした中国ふうの建築様式は、以前から寺院には導入されていたが、宮殿として本格的に採用したのは藤原宮が最初である。それらは、はじめから、天皇の代を越えた恒久的な施設として建設され、同時に、天皇を頂点とする国家の権威を示す象徴ともなった。藤原宮は、方形の宮域にさまざまな施設を包括しえた点だけでなく、建築構造の面でも、宮都の歴史上、画期的な存在であったといえる。

大極殿と十二朝堂 また、大極殿そのものは、天武朝の飛鳥浄御原宮で新設されたとみてよいと考えるが(小澤2003, pp.115-153)、こと使用法に関しては、藤原宮以後の都城との間に明らかな相違が認められる。原則的に天皇の独占的空間としての大極殿とそれを取り囲む一郭は、藤原宮ではじめて成立したのである(狩野1990, pp.225-259。鬼頭2000, pp.271-299)。

そして、天皇に対する臣下の座である朝堂は、その前面に、広大な区画として設けられた。以後、平城宮や平安宮に共通する12の朝堂をもつスタイルは、やはりこれをもって嚆矢とする。この大極殿・朝堂では、さまざまな儀礼のほか、口頭決裁を中心とする政務、宴会などがおこなわれた。

なお、藤原宮の大極殿・朝堂は、1930年代にはじまる日本古文化研究所の発掘調査で概略が明らかにされているが、現在の水準に照らすと、問題となる部分も少なくない。そこで、1960年代以降、一部の再調査を含めて発掘が再開され、とくに1999年からは、継続的にこの地域の発掘調査が進められている。

その結果、建物をはじめとする遺構の正確な位置を把握できるようになるとともに、大極殿の規模が日本古文化研究所の推定する7×4間ではなく、9×4間であること、その南東に「東楼」に比定される9×4間の大型建物が存在することが判明した。大極殿南門についても、7×2間の規模をもつことを確認している。

また、朝堂規模が東第一堂～第三堂ですべて異なり、それぞれに格の違いが存在すること、東第一堂に床がなく、椅子の使用が想定されるのに対し、第二堂以下は

床張りの可能性があること、第三堂や第四堂では建設途中で梁行規模の変更がおこなわれたことなど、注目すべき知見が得られている。

一方、先行する条坊道路も検出され、藤原京の造営過程に関する重要な成果が上げられた。さらに、大極殿・朝堂の東西に広がる官衙地区では、掘立柱塀で囲まれた官衙区画が規格的に配置されていた状況が明らかになりつつある。

前期難波宮との関係 ちなみに、これと同様に多数の朝堂を配置した区画は、掘立柱構造ではあるものの、前期難波宮ですでに成立をみている。この宮殿は、白雉3年（652）9月に完成した孝徳朝の難波長柄豊碕宮にあたることが確実で（中尾1995, pp.2-96. 直木1994, pp.102-114. 吉川1997）、朱鳥元年（686）正月に焼失するまで存続した。

前期難波宮の朝堂については、14堂以上であることを確認しており、16堂となる可能性が高い（植木1998）。ただし、前期難波宮と藤原宮は、朝堂区画の設計に共通点は認められるが、掘立柱と礎石という違い以外にも、朝堂の数やその正殿にあたる部分の構造など、相違点もかなり目立つ。

これらは、両者の造営時期の差を示すと考えてよいだろう。前期難波宮の創建年代については、孝徳朝とする説のほか、天武朝に求める説があるが（木原1987. 仁藤1998, pp.202-216）、この点からも成立しがたいと思う。なお、飛鳥浄御原宮の場合は、地形的な制約により、前期難波宮のような多数の朝堂を配した区画は設けられなかったけれども、大極殿一郭の独立性からみて、前期難波宮と藤原宮の間に位置づけることができる（林部2001, pp.70-106, pp.295-318）。

3. 藤原京と条里

なお、同じ頃、農村においては、耕作する田を農民に分け与え、一定の税を徴収する班田収授制が成立している。そのために口分田の規格を統一する必要から、条里と呼ぶ方眼状の土地区画が広い範囲にわたって施工された。この方眼の最小単位は約109m（300大尺³⁾）四方で、これが条里制の1町となる。

条坊とならび、こうした規格的な土地区画は、人々に与える田や宅地の面積を正しく算出し、割り当てらるうえで、きわめて有効であった。というより、それらを円滑におこなう手段として、条里と条坊が設定されたとみるのが正鵠を射ている。これ以外の理由で、一定の規格をもった土地区画を広汎に施工する必要性は見出しがたいだろう。

したがって、条里の本質は口分田の班給にあり、条坊の本質は宅地の班給にあったことができる（北村1993）。農村の条里と都城の条坊とは、土地区画において律令国家を支える2本の柱だったのである。

条里の設定年代 ちなみに、都が平城京へ遷ったのち、藤原京城は全面に条里が施工されて、条坊の痕跡は地上からまったく失われている。一方、平城京では条坊痕跡が現在まで遺存するため、奈良盆地のほぼ全域におよぶこうした体系的条里の設定は、平城京の造営以後に降るとする見方が有力であった。また、発掘調査では、現存条里の設定が11世紀以降に降る事例もいくつか報告されている。

しかしながら、8世紀に条里が広く存在していたことは、数々の史料からみて疑問の余地がない。実際のところ、律令国家を除いて、盆地全域に統一的な条里を構築する必要があったとは思われぬし、それを可能にする営力の存在も認めがたい。加えて、平城京の条坊は、それ以前からあった体系的条里（大和統一条里）地割を消すかたちで施工されたことが論証され（井上2004, pp.403-537）、条里の設定は平城京造営以前に溯ることが確実となっている。

よって、年代の降る事例は、条里地割がおよんでいなかった部分での、河川の付け替えを含む局地的な条里施工と解される。これらが、全体として耕地の飛躍的増大をもたらしたことは事実であり、その意義は重視されねばならないが、先行する統一的条里の設定には、はるかに画期的な意義が存在したはずである。

実際、藤原京が、すでに存在していた田を京城に取りこんでいったようすは、先の万葉歌や、「新城」造営を記す『日本書紀』天武5年（676）是年条からもうかがえる。ただし、これらが規格化された条里水田かどうかは不詳で、現在までの発掘調査でも、藤原京の造営に先行する条里を確認した例はない。もっとも、その位置が現存条里に踏襲されている以上、古い条里遺構の抽出は困難な場合も多いが、条里の設定は、藤原京条坊とほぼ同時か、それに遅れるかたちでおこなわれたとみるのが妥当ではないだろうか。少なくとも、当時の政治や社会情勢を勘案すると、天武朝を溯る時期に、体系的条里を広汎な地域に設定しうるだけの条件が整っていたとは考えがたいと思う。

条里と条坊 このように、大和統一条里の施工が天武朝以後に降るとすれば、程度の差はあっても、藤原京条坊の造営と重なってくる可能性が大きい。したがって、大局的には、両者は並行して進められたとみてよいだろう。あるいは、条坊の計画が先にあって一部は実施に移されながら、途中で条里の設定が介入したために頓挫する、という事態もありえたかもしれない。藤原京の造営が中断をはさんで長期化した背景には、こうした条里との関わりがあったことも充分想定されるのである（小澤2005）。

いずれにしても、以上のような大和統一条里が、平城京の造営以前に成立していたのは確実であり、藤原京が都として機能した段階に、京城の外側は、条里水田の広がる景観を呈していたとみて間違いはない。一方、条坊が施工された京内は、視覚

的にもそれから截然と区別された都市空間であった。したがって、条坊の存在こそが、京という領域を明確に示す最大の指標であり、その広がり直接京城に関わることは否定しがたいだろう⁽⁴⁾。

4. 藤原京の造営過程

しかしながら、藤原京が完成にいたる経緯は単純ではなく、しかも、その造営は長い年月にわたったことが判明している。

新城と京師 まず、それにかかわる最初の記事は、冒頭に触れた天武5年(676)是年条の「新城」であり、その範囲内の田は耕作されず荒廃したと見えるが、結局、このときは遷都にいたっていない。その後、天武11年(682)3月には、三野王や宮内官大夫たちをふたたび「新城」に派遣して地形を視察させ、都をつくろうとしたことが記される。そして、この半月後には、天武自身も「新城」に行幸する。以後、表記は「新城」から「京師」へとかわり、翌年(683)7月の「京師」巡行をへて、天武13年(684)3月の「天皇、京師を巡行して宮室の地を定む」という記事につながっていく。

最後の「宮室」が藤原宮を指し、前年の記事を含めて「京師」が藤原京にあたることは疑いない。そして、一連の経緯から、これに先立って見える「新城」が、同じく藤原京に該当することも確実だろう。「新城」とは、古い京に対する新しい都城と考えてよい⁽⁵⁾。

事実、藤原京の造営プランが早い段階から存在したことは、持統元年(687)10月に築造を開始した檜隈大内陵(天武持統陵、野口王墓古墳)が、藤原京の中軸線上に正しく位置する点からも明らかである。また、天武9年(680)11月に発願され、持統2年(688)正月には無遮大会をおこなうまでに建設が進んでいた薬師寺(本薬師寺)は、藤原京の条坊道路を埋めて建設されている(花谷1997)。

2時期の条坊道路 一方、宮内となる部分でも、宮の造営に先行して条坊道路が施工されていたが、注目したいのは、そうした道路が、微妙にずれるかたちで、2時期にわたり存在する点である。このうち、古い方の道路の存続期間は比較的短く、かつ京内全域におよぶものではないようだが、両者の間には、ある程度の時期差を想定しうる(寺崎2002, pp.63-69)。

同様に、京の道路側溝と多少位置を異にして、先行する溝が存在する事実は、四条遺跡(檜原市四条町)をはじめ、京内各所で確認されている。それらについては、かつて条坊施工に先立つ地割の溝と推定したことがあるが(小澤2003, pp.201-238)、古い方の条坊道路の側溝として掘られたものとみるべきだろう。片側の溝しか確認できない例が多いのは、その設定が未完に終わったことを示すと考えてよい。

したがって、これらの条坊道路が2回の「新城」造営記事に対応するのは、ほぼ間違いない。とりわけ、京内全体に貫徹しない古い方の条坊のありかたは、天武5年(676)の最初の「新城」造営とその断念、という状況を強く想起させる。藤原京の造営がこのときの「新城」にはじまり、天武11年(682)以降あらためて登場する「新城」と「京師」が、新しい方の条坊に直結することは確実にみられる。

宮地選定の時期 なお、その場合に問題となるのは、天武13年(684)3月の「京師を巡行して宮室の地を定む」という記事だが、この文言を文字どおり受けとって、宮の位置がここではじめて決定されたとみるのは正しくないと思う。藤原京の形態が、宮を中心におくきわめて整齊なものであることから、宮の位置を予定せずに、京の造営が進められたとは考えがたいからである。

実際、この記事の時点で造営が始まっていたことが確実な本薬師寺と小山廃寺(紀寺)は、藤原宮前面の東西にほぼ相対する位置を占める。したがって、宮の位置は、大和三山のほか、古道や飛鳥川との関係からも、事実上すでに決まっていたとみてよく、上記の記事は、天武の臨席を仰いだ一種のセレモニーの挙行と解するのが妥当だろう。つまり、京の造成の進捗を受けて、宮の本格的造営に着手する宣言がなされたものとする。

一方、条坊を施工していった段階においても、いまだ宮の位置は決まっていなかったとする見解がある(仁藤 1998, pp.217-274。林部 2001, pp.207-248)。しかし、これらの工事を開始するにあたっては、当然、全体計画を記した設計図が存在したはずである。藤原京の造営という未曾有の規模の大土木工事が、こうした設計図もなしにおこなわれたとは想定しがたい⁽⁶⁾。とすれば、そこには、京城全体のプランとともに、核となる宮も書き込まれていたとみる方が自然ではないか(小澤 2001, 寺崎 2001a, 寺崎 2001b)。

また、宮内となる部分に、宮の施設に先行する建物が多数存在することは事実だが、これをもって、宮地未定の証拠と断ずることはできないだろう。一般集落が含まれている可能性はあろうが、藤原京の造営には、かつてない多数の人員が動員され、また造京のための官司がおかれたわけであるから、それらに関わるものとみて問題ないと思う。

造営の中断と再開 しかしながら、藤原京の建設は、その後、天武の死去(686)や草壁皇子の夭折(689)によって頓挫し、持統朝に入ってようやく再開されることになる。持統5年(691)10月におこなわれた「新益京」の鎮祭、そして翌年(692)5月の「藤原宮地」の鎮祭の記事は、そうした工事の再開を示すものとして理解できよう。

もともと、広大な面積をもつ京城の造営は、簡単には終わらなかった。たとえば、

西京極の発掘調査では、造成工事と条坊施工が遅れることが確認されている（竹田 2000）。周辺地域については、遷都後もひきつづいて工事がおこなわれていた状況がうかがえる。『続日本紀』慶雲元年（704）11月壬寅条の「始めて藤原宮地を定む。宅の宮中に入れる百姓一千五百五烟に布賜ふこと差あり」という記事は、その完成しないし工事の打ち切りを示すものであろう。

5. 京域の復元

岸説京域 ところで、藤原京の範囲については、東西の京極を中ツ道と下ツ道、南北の京極を阿倍山田道と横大路にあて、南北12条×東西8坊の京域を復元する岸俊男氏の学説が、長らく通説としての位置を占めてきた。この場合、1坊は、一辺が平城京以後の都城の半分にあたる約265m（半里=750大尺）で、4町に分割されていたことになる（岸 1987。岸 1988, pp.5-28）。

しかし、1979年以降、岸説では京外にあたる部分からも、藤原京の条坊に一致する道路が次々と見つかり、遺構の状況も、岸説京域の内外でまったく差を示さないことが判明する。これによって、少なくとも岸氏の復元より広い範囲に条坊がしかれ、京として機能したのは、否定できない事実となった⁽⁷⁾。そして、1996年の東西京極の確認により、藤原京の東西幅は5.3km（10里=15,000大尺）と確定するにいたっている。さらに、2004年には、北京極とみられる道路遺構も確認された。

ちなみに、岸説の京外部分で検出される条坊遺構の解釈をめぐることは、過去にくつつかの説が対立していた。それは、岸説京域の存在を認めるものと認めないものに大別でき、前者では、岸説の京外部分を外京とみる説のほか、岸説京域からの拡大や、逆にそれへの縮小を想定する説が提示されている。

しかし、岸説京域の内外で明確な差が認められないという事実は、そうした京域が一時的にせよ存在したことを疑わせるに充分である。また、途中での京域の変化を想定するのは、藤原京の造成が広い範囲で早くから開始され、かつその廃絶時期が岸説京域の内外を通じて変わらない、という発掘調査の成果（川越 2000）と齟齬をきたしてしまう。何よりも重大な問題は、藤原京の宅地班給規定をそのままあてはめると、岸氏の復元京域では到底まかないきれない、という事実であろう（大脇 1991、竹田 2003）。

10条×10坊の京域復元 以上の点から、こと京域に関しては、岸説はもはや過去の学説であって、全面的に放棄せざるをえないと思う。すなわち、1坊の大きさは、平城京以後の都城と同じく、約530m（1里=1,500大尺）四方で16町からなるとみるべきであり（阿部 1986）、確認した京極間の距離から、京の東西は10坊であったと判断してよい。

一方、南北方向の条坊についても、現在、9条分(4.8km=9里)を確認しており、その中ほどに藤原宮が位置するが、南へもう1条分の広がりを見れば、藤原宮は正しく京全体の中央を占めることになる。律令における坊令の人数規定とあわせて、京城は10条×10坊(10里四方)の正方形と考えるのが妥当だろう。

というのは、養老令の戸令および職員令には、4坊に1人の坊令をおく、左京職に坊令12人をおく(右京職も同じ)、という規定があり、従来は、12人という人数が京の条数を示すと解釈していた。そして、これが9条しかない平城京とは合致しないことから、藤原京に関する大宝令の規定が残ったと理解され、12条×8坊という推定が導かれたわけである。ところが、数のうえでは、坊令が所管する全体の坊数は $4 \times 12 \times 2 = 96$ 坊、そして10条×10坊の京城には、京職の管轄外である藤原宮の4坊が含まれているので、その分を引くと、96坊という数が得られる。つまり、坊令が必ずしも東西に並ぶ4坊を管轄したのでないとなれば、10条×10坊の京城は、律令の規定と完全に一致することになる。

また、これは基本的に当初からの設定にかかるもので、途中での縮小や拡大といった状況を想定する必要はない。この京城が大宝令の坊令規定に合致するということは、京城を12条×8坊と復元する根拠そのものの消失を意味するからである(小澤2003, pp.201-238)。大宝官員令別記の記載とあわせて、こうした京城は、浄御原令制下以来の「京」であり、大宝令施行後も変化しなかったと考えるべきである(吉川2004)。

もっとも、上記の京城のすべてに条坊がしかれたわけではなく、大和三山をはじめ、香具山南東に広がる丘陵地帯にも条坊の痕跡はまったくない。すでに宮殿や寺院が集中していた飛鳥の中核部とともに、地形的な制約のある部分では、施工について現実的な対応が図られたことがうかがえる。

なお、そうした条坊の存在しない部分に関して、それを管轄する坊令の存在を疑問視する意見もあるが、律令の条文の性格上、その人数規定はあくまで定数であって、最大数を示すと考えるべきであろう。実際には、条坊の実情にあわせた坊令配置がおこなわれたとみて支障はない。

『周礼』考工記との関係 藤原京のこうした形態は、平城京以後の都城とは大きく異なっており、時期の近接する中国都城にも類例を見ない(愛宕1991, 佐川2003)。その反面、ほかの要素を含めて、『周礼』考工記の記述と多くの点が一致する。

『周礼』は儒学で尊重された理念法典で、古代の中国では大きな影響力をもっていた。そこでは、都城の理想型として、正方形の都城の中央に宮をおき、一辺に三つずつの門を開くこと、前面に政治の場、後方に市を設けること、南北と東西に9本ずつの道路を交差させることなどが述べられる。

藤原京の場合も、宮を中心とする正方形の京城をもち、京極を除いて縦横9本ずつの大路が通っていた。また、京ではないが、宮の周囲には、各辺三つずつの門が開く。そして、政治の場である大極殿・朝堂は、天皇の居所である内裏の前面におかれていた。

とくに注意したいのは、市の場所である。実は、藤原宮の発掘調査では、北面のたじひ王門（丹比門）、いかい猪使門という門を通過して市に行ったことを示す木簡が出土している（奈文研 1978）。したがって、藤原京では、宮の北方に市が存在したことが知られるのである（岸 1988, pp.307-338。狩野・木下 1985, pp.161-162）。こうした例はほかの都城になく、この点でも藤原京の特異性は際だっている。以上を考えあわせれば、『周礼』との一致は、もはや偶然では片づけられないだろう。

藤原京のモデルとなった都城を中国に求めようとする試みは、これまでに数多くなされてきた。しかし、先述のように、時期の近接する中国都城の中に、近い形態のものは存在しない。むしろ、藤原京は、そうした実在の中国都城を直接モデルにしたのではなく、『周礼』に記されるような都城の理想型に基づいて設計された、いわば理念先行型の都城であった可能性が高いといえる（小澤 2003, p.220）。

もちろん、そこには、実際の中国都城についての情報の不足が大きく関係していたことだろう。遣唐使の派遣が、天智8年（669）から大宝2年（702）まで長期にわたって中断し、それがちょうど、藤原京の構想から完成にいたる期間にほぼ相当するからである。日本はその間、新羅経由での情報はあったものの、中国からの直接情報のとどえたなかで、律令国家の建設に邁進した。

そのため、律令体制の確立に向けた諸施策を立案する際、都城の規範となるものは限られており、おそらく、その中核となったのは、『周礼』および唐の永徽律令であったとみられる。藤原京の造営は、こうした机上の知識に基づいて計画され、実行に移された可能性が高い。

一方、唐の情報自体は伝わっていたけれども、あえて『周礼』や伝統的な制度にこだわったとする見方もある（寺崎 2002, pp.87-93。佐川 2003）。しかし、国交のない状態で、唐長安城の構造に関する詳細な情報を取得するのは、やはり限界があったのではあるまいか。また、そう考えないと、後述するように、大宝度遣唐使の帰国後、時間をおかずに遷都が議せられた理由、そして平城京で構造的に変化した部分が、いずれも長安城を強く指向している理由が説明できないと思う。

ちなみに、藤原京や「新城」に、新羅の王京である慶州の影響を想定する説もあるが（千田 2004, pp.117-125。山中 2001）、新羅を一貫して従属国と位置づけようとした当時の外交姿勢（森 1998, pp.210-213）を勘案すると、その都城制を模倣したとは考えにくい。

6. 藤原京域をめぐる諸問題

ところで、上記の京域復元に対しては、何人かの論者によって疑問や反論が提示されている。そのすべてを取り上げて論ずるのは難しいが、以下、主なものに対する私見を簡単に述べておくことにしよう。

坊令の管轄形態 まず、宮域の4坊を坊令の管轄外とした点に関して、『令集解』職員令左京職条の朱説に、4坊のうち大宮が含まれる場合は、4坊に足りなくとも坊令を置く、と見えることを根拠にした反論がある（仁藤 1999。黒崎 2000。林部 2001, pp.207-248）。

しかしながら、朱説は、実際の藤原京の姿を知悉して論を展開しているわけではない。それは、条文の解釈における机上の論理にすぎず、その下敷きとなったのは、当時の都である平安京の姿だったはずである。朱説から藤原京の形態を復元するのがきわめて危険なことは言うまでもなかろう。筆者があえて朱説に言及しなかったのは、以上を自明の理と考えたからである。なお、この点については、中村太一氏が逐一指摘している（中村 1999）。

また、坊令所管の4坊に関して、仁藤敦史氏は、平城京段階に「条令」の呼称が認められることを根拠に、東西の4坊を連ねる条の概念が藤原京段階から存在したとする（仁藤 1999）。

これは、藤原京の固有坊名が各条の4坊に対して与えられたという岸俊男氏の見解（岸 1988, pp.435-462）に基づくが、藤原京の坊名を4坊に対する呼称とみるのは、あくまで当時の氏が提示した仮説にすぎず、証明がなされているわけではない。むしろ、平城京における「〇条〇坊」という坊の呼称が、明らかに4坊ではなく1坊を指す事実との連続性においても、藤原京の坊名は、通説どおり、1坊に対する呼称とみるべきだと思う。条の概念が藤原京段階に存在したとするのは強弁であろう。何よりも、岸氏自身、その後こうした見解を表明することはなかったし、逆に、遺稿となった論文中で、大宝令当時は「条」という発想がなかったと明言しているのである（岸 1987, pp.74-75）。

むしろ、重視しなければならないのは、「条令」の呼称が平城京までしか溯らず、藤原京では固有坊名が用いられたという点である。各条の4坊を管轄する形態であれば、当然「条令」と称されてしかるべきであり、奈良時代後半以降、「条令」の呼称が一般化するのには、この表れにほかならない。にもかかわらず、藤原京であえて固有坊名を使用し、しかも「坊令」と称されたのは、それが各々の条を管轄するという、平城京以後のありかたと異なっていたことを示すものではないか。

なお、大宝令以降、京域が左右両京に分かれたことともなあって、坊令の管轄形態にも当然変化があったとみられるが、その具体的な状況については不明である。

ただ、宮の南北の朱雀大路に面した坊だけは、割り付けのうえでも他と異なり、南北に4坊を連ねたかたちで管轄された可能性が高いと思う。ちなみに、朱雀大路に沿った部分は、平安京では「坊城の地」と称されて、政府により特別な扱いがなされていた。平城京でも、この部分の条坊痕跡がとくに良好な遺存状況を示しているのは、それに関係するのであろう（岸 1993, pp.113-120）。

京城のこれ以外の部分については詳らかにしえないが、平城京との連続性を勘案すると、各条の東西の京極寄りを、東西に4坊ずつ管轄したとみるのが妥当かもしれない。もっとも、大宝令以前については手がかりがなく、宮の南北も含めて、全体が「田」の字形の4坊の組合せであった可能性も否定できない。

これに関連して、私見では、1人の坊令が管轄する4坊が、横大路・中ツ道・下ツ道などの古道をまたぐ場合が生じるので、その点に関しても批判がある（仁藤 1999。黒崎 2000。林部 2001, pp.207-248）。しかし、藤原京をはじめとする都城の場合、幹線道路との接続こそが重要であって、藤原京はそれらを京城に取り込んだ点に意味があったと考えるべきであろう（小澤ほか 1997, 寺崎 2002）。

また、京内の行政区画は、幹線道路とは別次元の問題に属するので、坊令の管轄区域がこれらをまたいでも何の支障もないと思う（中村 1999）。そもそも、側溝間心々距離で幅約 25m（70 大尺）程度と推定される上記の幹線道路と、幅約 16m（45 大尺）の大路との間に、それほど隔絶した差があるわけではない。この点、平城京の左京と右京を分ける朱雀大路が、幅 74m（210 大尺）とけたはずれに広い規模をもつのは、まったく状況を異にしているのである（小澤 2001）。

左右京職の成立と京城 一方、大宝令ではじめて藤原京城が左京と右京に分かれ、それぞれ左右京職によって管轄されるようになることを根拠に、大宝令以前の京城が左右対称的な形態ではなく、四至も定まっていなかったとする見解がある（仁藤 1998, pp.217-274。山中 2001）。

しかし、たんに京職に左右の別がなかったという点から、当時の京城が大宝令以降と異なっていたという結論を導くのは無理だろう。京城自体は不変のまま、機構的な整備や改編がおこなわれたとみて、何ら支障はないからである。少なくとも、それが京城の変更をとまなうものであったとするには、しかるべき論証が必要だと思う。

また、京職という官司の存在は天武朝から確認できるが、あわせて、天武5年の「新城」造営記事を境に、その頃から急に「京」「京師」の語が頻出するようになる。これらは、岸氏が指摘したように、具体的な一定の区域をもつ行政区画が成立していたことを明示するものであろう（岸 1988, pp.435-462）。こうした変化を生んだ契機は、「新城」造営に求めて誤りないと思うが、いずれにしても、実際に京職という

官司が存在した以上、それが管轄する対象であった「京」という空間が、範囲すら定まっていなかったとは考えがたい。

京城と郷（里） さらに、仁藤氏は、平城京の例を引いて、藤原京の廃都後に旧京城内には新たな郷（里）が設定されなかったとし、『和名類聚抄』にみえる郷の存在しない範囲が藤原京城を示すと論じた。そして、岸説京城の妥当性と、大宝令によるそれへの「凝集」を強調している（仁藤 1999）。

けれども、これは、長岡遷都後に再び条里がしかれることなく、条坊が遺存した平城京と、廃都後、京城全体に条里制が施行された藤原京の相違をまったく無視した議論といわざるをえない。館野和己氏が述べるように（館野 1995）、平城京の場合、大同3年（808）においても、なお「左京人」「右京人」という、京戸としての掌握がおこなわれていたが、それは、こうした平城京条坊の存続と無関係ではありえない。平城旧京に郷が設置されなかったのも、同様の理由とみるべきであり、平城京の事例をもって藤原京に敷衍するのは、早計の謗りを免れないだろう。条坊を廃して全面的に条里が施工された旧藤原京城には、ふたたび郷がおかれたとみて、何ら問題はないと思う。

ちなみに、仁藤氏は、『和名類聚抄』所載の郷が岸説藤原京城にまったく存在しないとするが、高市郡遊部郷の所在は、氏がいうように、現在の橿原市今井町・四条町付近と確定しているわけではない。むしろ、『日本三代実録』ほかに見える「夜部」を「遊部」の転訛（あるいはその逆）とみて、藤原宮のすぐ南方から南東の一带に比定される旧夜部村にあてるのが妥当なことは、かつて論じたことがある（小澤 1997）。この地は、当然のことながら岸説藤原京城に含まれるが、それは、京城と『和名類聚抄』の諸郷の空白地域を結びつける氏の説が成り立たないことを明示するものとする。

なお付言すれば、仁藤氏は高市郡の名の由来を高市御県神社とするけれども、『類聚三代格』巻15の神護景雲元年（767）12月1日「太政官符」に、献入された大安寺田の所在地として見える「高市郡高市里」を郡名の由来とみるべきであろう（前田 2000, 註4）。この地は、大官大寺・高市大寺の寺地の西辺にあたり、『日本三代実録』元慶4年（880）10月20日条が示すように、夜部村に属していた（小澤 2003, pp.265-289）。

条里との関係 このほか、仁藤氏は、岸説京城の妥当性を示すものとして、その内外で条里の設定に時期差があったことを想定し、傍証として「高市郡の条里呼称が、下つ道の東西で1条分の食い違いがあること」、「十市郡の条里基準線が横大路以北が下つ道、以南が中つ道を基準とすること」などを挙げる（仁藤 1999）。

しかし、前者についていえば、下つ道を境とする路東条里と路西条里の条数の食

い違いは、何も高市郡に限られるものではなく、平城京を起点とする京南条里全体を通じて認められる現象である。むしろ、路東条里の条数を路西条里までおよぼした城下郡（藤原京城からは完全にはずれる）と十市郡の条里が異例なのであって、それが藤原京の京城とは何の関わりももたないことは明白である。

また、後者について、下ツ道が大和条里の基準となっていることは、諸先学の指摘どおり間違いないが、中ツ道は、条里とは直接関係のないあり方を示している（岸 1988, pp.29-46. 井上 2004, pp.403-537）。したがって、仁藤氏のいう「条里基準線」の意味が不明瞭であるけれども、里の起点としての意味であろうか。

そうであれば、郡界が里の起点となる例はほかにも多数あり、中ツ道自体、藤原京城をはずれた城上郡の路東十八条から二十一条においても里の起点となっているので、これまた京城とはまったく関係がない。ちなみに、主要道路をもって郡界とするのも古代の通例であって、京城と結びつける必要はないことを付言しておこう。大和条里に関する氏の理解には、基本的な部分で首をかしげざるをえない点が多いように思う。

陵墓と京城 一方、『令集解』職員令諸陵司条に引く古記には、大宝官員令別記として、「京二十五戸」が借陵守・借墓守にあてられたことが見える。和田萃・今尾文昭の両氏は、これをもって藤原京の京城を復元する手がかりとし、京城（和田説では、拡大後の「大藤原京城」）が南北9条となることを論じている（和田 1999. 今尾 1999）。

たしかに、両氏が指摘するように、この「京二十五戸」は、当時、藤原京城内に五つの陵が存在したことを示している可能性が高いだろう。ただ、和田氏は、岸説京城の拡大を想定して、当初は京外にあったそれらの陵が、京城の拡大によって京内に取り込まれたとみるが⁽⁸⁾、必ずしもそのように考える必要はない。神武以下、皇統譜上の人物の墓と伝承されていたもの、あるいはそう比定したものについては、当初から京内にあったとして支障はなく、また京の造成時にも削平の対象とはならなかったと考えられるからである。平城京の造営にさいして、垂仁陵（宝来山古墳）に対しては全く手をつけていない事実が想起される。

また、現在の安寧陵（『延喜式』の「畝傍山西南御蔭井上陵」）治定地は、藤原京西京極の外側に位置する。もちろん、当時の状況は不明であるけれども、「京二十五戸」の守る対象からははずれる可能性があるだろう。また、宣化陵（『延喜式』の「身狭桃花鳥坂上陵」）に治定されている鳥屋ミサンザイ古墳⁽⁹⁾は、たしかに私見の京城内に入るが、西南の京極に近い丘陵地帯にあたるので、どこまで京城内という意識が働いたかは疑問がある。

実際、新沢千塚古墳群や鳥屋ミサンザイ古墳を含めたこの丘陵地帯には、条坊が

しかれた痕跡がない（大脇 1998，竹田 2000）。おそらく，地形的条件のほか，位置も京極に近いことから，条坊施工が見送られたものとみられる。これは，別段，当初の京城設計や理念としての京城がここまでおよぶことを否定するものではないけれども，当時，宣化陵が京内と認識されていたかどうかについては，検討の余地があると思う。

ともあれ，以上のように 10 条×10 坊の京城を想定した場合でも，「京二十五戸」が守る 5 陵として，神武・綏靖・懿徳・孝元の 4 陵はほぼ確実だが，安寧・宣化の 2 陵がともに含まれるとは断定できない。残る 1 陵は，安寧・宣化のいずれか一方とみて問題ないであろう。したがって，この点から京城を南北 9 条と断ずることはできないと考える。

京城南端部の施工 なお，竹田政敬氏は，和田・今尾両氏の見解をふまえ，九条大路⁽¹⁰⁾以南が地形上，条坊施工が困難であることから，やはり南北 9 条の京城を復元する（竹田 2000）。

これについては，筆者も，九条大路以南については「丘陵地帯や飛鳥の中枢部にかかり，実際にどこまで条坊が施工されたか，疑わしい点がある」と記したとおりである（小澤 2003，p.235）。しかし，続けて述べたように，それは藤原宮の占拠が優先された結果であって，宮を中心とする京城を設定しようとするかぎり，避けられない状況であった。つまり，藤原宮を大和三山の間におき，飛鳥川の流路を避けつつ，中ツ道・下ツ道・横大路から一定の距離を保とうとすれば，その位置はおのずから現在の場所に決まってくるのである。

ただ，事実として，つづく平城京が 9 条となるのは，藤原京の条坊の広がりがこれに近かったことを反映するものだろう。けれども，それはあくまで施工ないしは実施設計の結果としてであって，京城の基本設計や律令における京の理念が 9 条であったことには直接つながらない。

また，南北 10 条であれば，正方形の京城の中央に正方形の宮が占拠することになるが，南北 9 条の場合，そういった整齊な形にはならないのも大きな疑問点である。やはり，設計時の京城は正方形であったとみる方が，はるかに自然ではないか。大脇潔氏の言葉を借りれば，「天武天皇のひろげた地図には，10 条×10 坊の方形の京城中央に宮が配置されていたはず」（大脇 1998，pp.103-104）だと思う。何よりも，南北 9 条とした場合の致命的な欠陥は，前節で述べた坊令の人数規定との間に齟齬をきたしてしまう点である。少なくとも，この点の整合的解釈ができない以上，南北 9 条説が成立する余地はないと考える。

「輕坊」木簡とその意義 2001 年夏，宮の南面に接した藤原京左京七条一坊の発掘調査で，大宝年間初めの 5,000 点を越す木簡が出土し，そのなかに，「□□京輕坊」

と記す木簡があった（奈文研 2002）。これが、「林坊」「左京小治町」と同じく、藤原京の固有坊名を示していることは間違いないが、注目されるのはその位置である。

「軽」は、古くから登場する著名な地名で、現在の橿原市大軽町が遺称地である。近年、寺域北限の塀が確認された軽寺の寺域もそれに含まれることは確実だが、この地は、九条大路以南の藤原京右京十条二坊に相当する。よって、藤原京の坊名としての「軽坊」は、ここを措いてほかには比定しがたいと思う。

もっとも、下ツ道と阿倍山田道の交点である「軽の街（衢）」は、九条大路の北、九条の南端近くに位置するので、これより1条北の右京九条二坊が「軽坊」と称された可能性も皆無ではない。けれども、そこには「浦坊（ウラン坊）」の地名が現在も残り、これが、仁藤氏も述べるように（仁藤 1998, p.271 註 103）、藤原京の坊名に由来するものだとすれば、右京九条二坊は「浦坊」と称された可能性が高いことになる。したがって、「軽坊」は、やはり「軽」の中心であった右京十条二坊にあてるのが至当であろう。

以上のように、「軽坊」木簡は、藤原京の京城が、十条部分を含む南北10条であったことを強く示唆している。同時に、これを含む大量の木簡の年代が大宝元年（701）と大宝2年（702）に集中し、大宝令の施行直後に位置づけられることから、そうした京城がこの時点で機能していたことも確実である。これらは、岸氏が復元した藤原京城がもはや過去のものとなったことを改めて裏づけるとともに、大宝令を契機とした岸説京城への「凝集」という想定が成立しがたいことを如実に物語るものといえよう。

7. 藤原京の限界と平城遷都

藤原京の構造的限界 藤原京は、上記のような成立の経緯ともかかわり、当初からさまざまな問題点をかかえていた。たとえば、京城全体の地形は、南東が高く北西へ向かって低くなっており、南面する天皇にとってふさわしいものとはいえない。また、宮域のすぐ南は丘陵にかかり、朱雀大路はこれを切り通して越えるが、南に坂を下ると、今度は飛鳥川が横切っていた。したがって、朱雀大路のメインストリートとしての機能は疑わしく、道路幅も平城京の3分の1にすぎない。この点で、平城京の朱雀大路が、道路としての実用性を越えた、隔絶した規模をもつのは大きく異なっている。

さらに、京城の南辺は丘陵地帯となるため、事実上、宅地としての利用はほとんどできなかった。南京極にあたる十条大路はもちろん、九条大路でさえ、京の東西を貫くかたちでは通っていなかったのである。そして、都を囲む城壁（羅城）や、都城の正門としての羅城門も存在しなかった。平城京以後の羅城門や朱雀大路が、

国家の威容を誇示する舞台装置としての役割を果たしたのに比べると、藤原京のそれはきわめて貧弱であったと言わざるをえない。

以上の諸点は、いずれもこの都がもつ根源的な問題であったが、それが明確に認識されたのは、30 数年ぶりに再開された大宝度遣唐使の帰国報告に接した時点であろう。栗田真人を執節使として、大宝 2 年 (702) 6 月に再出発し、慶雲元年 (704) 7 月に帰国した遣唐使は、久しぶりに中国についての生の情報を持ち帰り、唐の長安城に関する最新の知見をもたらした。そこで明らかになったのは、長安城と藤原京の間に存在するあまりにも大きな懸隔と、都城としての藤原京の欠陥であったはずだからである。

こうした情報に接した首脳部の衝撃は想像に余りあるが、それがようやく完成を迎えつつあった藤原京を捨て、新都を建設する方向に向かわせたことは疑いない。ちなみに、遷都自体は、平城遷都の詔が出される前年の慶雲 4 年 (707) 2 月にはすでに俎上に載せられており、帰国した栗田真人が慶雲元年 (704) 10 月に拝朝した直後の 11 月に、藤原京の造営打ち切りが決定されたとすれば (吉川 2004)、この点はいっそう明瞭となる。そして、和銅 3 年 (710) 3 月、都は平城京へと遷され、藤原京は廢都となった。

平城遷都 新たな首都平城京は、奈良盆地の北端に位置し、南に向かってなだらかに傾斜する理想的な地形の上に造営された。その京域は、朱雀大路を中軸とする南北 9 条 (約 4.8km=9 里) × 東西 8 坊 (約 4.3km=8 里) の長方形の部分と、その東側の南北 4 条分 (約 2.1km=4 里) × 東西 3 坊分 (約 1.6km=3 里) の外京と呼ぶ部分からなる。このほか、右京の北辺に南北半坊分の張り出し (北辺坊) をもつが、これについては、井上和人氏が論じたように、8 世紀後半の西大寺と西隆寺の造営に伴う拡張と考えられる (井上 2004, pp.286-340)。北辺坊を除いて 84 坊に達する京域は、数字のうえでこそ藤原京の 100 坊におよばないが、平地部分の実質的な面積はほぼ拮抗していた。

ちなみに、2005 年 7 月に、左京の南の十条相当地域で条坊道路が確認されたことから、当初の京域は九条を越えて広がっていたとする見解が示されている (山川・佐藤 2007)。けれども、その部分は、盆地全域におよぶ統一的条里とは異なる京南辺条条里 (京南特殊条里) が、左京南辺にのみ南北約 460m にわたって遺存する区画にほかならない。そこは、平城京と密接な関わりをもつものの、あくまで羅城の外側の京外であって、天平宝字 5 年 (761) に興福寺と法華寺に施入された「京南田」を含む一帯である (岩本 1980)。統一的条里をこわして、この区画にいったん条坊を施工したことが、右京南辺には存在しない特殊な条里の形成につながったと判断され、統一的条里が平城京に先行することを裏づける成果といえるが、京域の広が

りに直接結びつけることはできない（小澤 2008）。

都の中核である平城宮は、藤原京とは異なって、京域の北端に位置していた。こうした形態は唐長安城と一致し、以後の日本都城はすべてこれを踏襲する。その点でも藤原京の特殊性はきわだっているけれども、両京の形態上の最大の相違がこの部分にあることは否定できないだろう。

また、平城京のメインストリートである朱雀大路は、道路としての実用性をはるかに越えた隔絶した規模をもち、その南端には、京内最大の門である羅城門が、両側に羅城をともない、そびえ立っていた（井上 2004, pp.241-285）。これらは、もちろん規模の点ではおよばないものの、明らかに唐長安城の朱雀大街（朱雀街、朱雀門街）や、その南端に位置する巨大な明德門を受けついで要素といえる。外周すべてでないとはいえ、羅城を設ける点も同様である。

ただし、全体を強固な城壁で囲んだ中国の都城と異なって、都城単体としての防衛意識は稀薄であり、この点に日本の都城の特質をみることができるともあれ、以上の施設は、藤原京とはうってかわって、対外的にも国家の威容を誇示する舞台装置としての役割を果たしたのである（今泉 1993, pp.242-257）。

このほかにも、平城京への遷都にあたって構造上変化した部分には、長安城との共通性を明瞭に示す要素が少なくない。京の東南角を欠いて池を設けること、宮の北に大規模な苑池をおくこともその一つであり、平城宮中央区の大極殿が建つ区画は、長安城大明宮の含元殿の模倣と考えられている（狩野 1990, p.252）。また、外京を除く平城京の平面自体が、長安城を正確に2分の1に縮小して90度回転させたものと推定されるようになった（井上 2008, pp.2-64）。平城京の成立にさいして、長安城の詳細な情報がもたらされ、決定的な影響を与えたことは疑う余地がない。

もっとも、一方では、藤原京から連続する要素も存在した。たとえば、条坊の規格や大路以外の道路幅は基本的に両京で一致するし、京内における寺院や邸宅の配置にも、ある程度の共通性が認められる。また、藤原京の南端部分は地形上、宅地としての利用が難しく、南北方向の実質的な京域は9条分に近かったと推定されるが、平城京が南北9条となったのは、その反映である可能性が高い。さらに、藤原宮の建物が解体されて平城宮へ運ばれたことは発掘調査からも明らかで、含元殿との類似が指摘される平城宮中央区の大極殿そのものも、藤原宮大極殿の移建と考えられる（小澤 2003, pp.336-349）。

したがって、平城京が、唐の長安城およびわが国の藤原京から、双方の要素を受けついでいることは事実であり、いずれか一方だけを強調するのは誤りだろう。いわば、平城京は、当時の国力と政治的・社会的諸条件による制約のなかで、唐の長安城と藤原京をわが国なりに止揚した都城だったのである（小澤 2003, p.295）。

しかしながら、こと遷都に関していえば、両京の共通点はそれを生む理由とはなりえない。平城遷都が藤原京のさまざまな問題点を克服する手段であった以上、遷都の要因は両京の相違点にこそあらわれるはずであり、その部分が長安城を明確に指向している事実は、何よりも重視する必要がある。とくに、羅城門から朱雀大路を経て宮城へと続く都の正面性が強調されている意義は大きく、律令国家がめざした都城の姿がそこに表出されているとみてよい。この点でも、日本の古代都市一律令制都城は、その完成形としての平城京が示すごとく、国家の威容を視覚的に誇示する政治的都市であった。

注

- (1)「藤原京」という名称は、『日本書紀』『続日本紀』などの古代の史料には登場しない。持統紀には「新益京」と見えるが、天武紀の「新城」や「京師」も、基本的にはこれと一連のものと考えてよい。そのため、時期を限定せず、京としての一貫性をもたせる意味で、通例にしたがい「藤原京」と呼ぶことにする。
- (2)大宝令大尺に相当する尺度で、いわゆる高麗尺にあたる。実長は、大宝令小尺（唐大尺）の1.2倍の0.354~0.355m前後。なお、大宝令大尺・小尺をそれぞれ唐大尺（1尺≒0.30m）・唐小尺（1尺≒0.25m）とみて、高麗尺の实在を否定する見解がある（新井1992）。しかし、度地に関わる部分での大宝令の大尺使用規定や、和銅6年（713）2月19日の格によるその小尺への改定状況は、遺構や現存建築のうえでも確認できる。したがって、それらが空文でなく実際に遵守されたこと、大宝令小尺が唐大尺であり、大宝令大尺がその1.2倍のいわゆる高麗尺であったことは動かない（井上2004, pp.66-186。小澤1995）。
- (3)300大尺の実長は約106mだが、条里では、畦畔や水路による耕地面積の減少や不均衡を避けるために、その分を加えた辺長が確保されたものとみられる（木全1988）。
- (4)この点においても、藤原京域が、すでに条坊の成立していた範囲から縮小したとする仁藤敦史氏の見解（仁藤1998, pp.217-274。仁藤1999）は成立しがたいと思う。周囲の条里とは明らかに異なる条坊の広がり京域の表徴でないとすれば、それ以外の何をもって京域の指標とするのだろうか。寺崎保広氏が的確に評したように（寺崎2001a）、京域が縮小したとする想定は、仁藤氏自身の考えを除くと、何ら客観的根拠をもたないといわざるをえない。
- (5)これに対して、「新城」を地名（大和郡山市新木）とみる説や、平城京にあてる説がある。しかし、平城京を「新城」と呼んだ例（『続日本紀』神護景雲3年（769）10月乙未条）以外に、大宰府を「新城」と称した例（『日本書紀』持統3年（689）9月己丑条）も存在するため、成立しがたい（岸1987。岸1988, pp.271-306）。
- (6)京域（あるいは条坊施工範囲）が確定していなかったとか、はじめから不整形であったと

する論者は、条坊制都城の建設という日本ではじめての大事業が、全体の設計図もなく、いきあたりばつりの状態でおこなわれたとでも考えるのだろうか。疑問とせざるをえない。地形との関係などから、実際の施工範囲に変更は生じたであろうが、こうした条坊の施工にさいしては、その範囲を示す設計図が当初から不可欠であったと思う。

- (7)岸説京城の外側に広がる部分を含めて「大藤原京」と呼ぶ研究者もいるが、筆者は、これこそが藤原京の範囲であり、かつそれは基本的に一貫していたと考える。したがって、「大藤原京」という呼称は用いない。いずれ淘汰されるべき呼称であろう。
- (8)なお、和田氏は、下ツ道で国家的祭祀がおこなわれた事実を根拠に、下ツ道が藤原京の西京極大路として機能したと推定し、岸説京城の妥当性を強調する(和田 1995, pp.355-364)。しかし、それらの祭祀が京極大路でなされたと考える必要はないと思う。たとえば、和田氏が論拠に挙げた金属製人形一つをとっても、平城京では二条大路や東一坊大路などで多数の出土例があり、使用場所は必ずしも京極に限定されない。この点から、むしろ、都の大路を含む幹線道路が、そうした国家的祭祀の場となったと考えるべきであろう。よって、これを根拠に下ツ道を京極とする説には従えない。
- (9)宣化陵の治定に関して、筆者は現行の鳥屋ミサンザイ古墳で問題ないと考えている(小澤 2003, pp.154-197)。
- (10)以下、藤原京の条坊については、京城を 10 条×10 坊(10 里四方)とし、北から一条、二条と呼ぶ平城京条坊の呼称方式を準用して示す。

(参考文献)

- 阿部義平 1986「新益京について」『千葉史学』9, 千葉歴史学会。
- 新井 宏 1992『まぼろしの古代尺—高麗尺はなかった—』吉川弘文館。
- 井上和人 2004『古代都城制条里制の実証的研究』学生社。
- 井上和人 2008『日本古代都城制の研究—藤原京・平城京の史的意義—』吉川弘文館。
- 今泉隆雄 1993『古代宮都の研究』吉川弘文館。
- 今尾文昭 1999「新益京の借陵守—「京二十五戸」の意味するところ—」『考古学に学ぶ—遺構と遺物—』同志社大学考古学シリーズVII, 同志社大学考古学シリーズ刊行会。
- 岩本次郎 1980「平城京京南特殊条里の一考察」『日本歴史』387, 吉川弘文館。
- 植木 久 1998「前期難波宮の造営年代に関する一考察—他宮殿との比較から—」『大阪の歴史と文化財』創刊号, 大阪市文化財協会。
- 大脇 潔 1991「新益京の建設」『新版古代の日本』第6巻近畿II, 角川書店。
- 大脇 潔 1998「藤原京京城復原論」『文学・芸術・文化』9-2, 近畿大学文芸学部。
- 小澤 毅 1995「条坊の復元」『平城京左京三条一坊十四坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所。

- 小澤 毅 1997「吉備池廃寺の発掘調査」『佛教藝術』235, 毎日新聞社。
- 小澤 毅 2001「書評 林部均著『古代宮都形成過程の研究』」『考古学研究』48-1, 考古学研究会。
- 小澤 毅 2003『日本古代宮都構造の研究』青木書店。
- 小澤 毅 2005「古代都市」『社会集団と政治組織』列島の古代史3, 岩波書店。
- 小澤 毅 2008「平城京左京『十条』条坊と京南辺条条里」『王権と武器と信仰』同成社。
- 小澤 毅ほか 1997「研究報告についての討議」『考古学研究』44-3, 考古学研究会。
- 愛宕 元 1991『中国の城郭都市一般周から明清まで一』中公新書1014, 中央公論社。
- 狩野 久 1990『日本古代の国家と都城』東京大学出版会。
- 狩野 久・木下正史 1985『飛鳥藤原の都』古代日本を発掘する1, 岩波書店。
- 川越俊一 2000「藤原京条坊年代考—出土土器から見たその存続期間—」『研究論集 XI』奈良国立文化財研究所。
- 岸 俊男 1987「日本都城制総論」『都城の生態』日本の古代9, 中央公論社。
- 岸 俊男 1988『日本古代宮都の研究』岩波書店。
- 岸 俊男 1993『日本の古代宮都』岩波書店。
- 鬼頭清明 2000『古代木簡と都城の研究』塙書房。
- 北村優季 1993「条坊の論理—日本古代都市論覚書—」『日本律令制論集』上, 吉川弘文館。
- 木原克司 1987「我が国における条坊制都市の成立をめぐる一研究の現状と展望—」『人文地理』39-5, 人文地理学会。
- 木全敬蔵 1988「条坊制と条里制」『季刊考古学』22, 雄山閣出版。
- 黒崎 直 2000「藤原宮・京の範囲とその性格」『研究論集 XI』奈良国立文化財研究所。
- 佐川正敏 2003「中国都城の発展史と古代日本への影響」『東アジアと日本の考古学』V 集落と都市, 同成社。
- 千田 稔 2004『古代日本の王権空間』吉川弘文館。
- 竹田政敬 2000「藤原京の京城」『古代文化』52-2, 古代学協会。
- 竹田政敬 2003「藤原京の宅地—班給規定と宅地の実相—」『橿原考古学研究所論集 第十四』八木書店。
- 舘野和己 1994「古代都市—宮から京へ—」『日本の古代国家と城』新人物往来社。
- 舘野和己 1995「平城京その後」『日本古代国家の展開』上巻, 思文閣出版。
- 寺崎保広 2001a「書評 仁藤敦史著『古代王権と都城』」『史学雑誌』第110篇第1号, 史学会。
- 寺崎保広 2001b「書評 林部均著『古代宮都形成過程の研究』」『条里制・古代都市研究』通巻17号, 条里制・古代都市研究会。
- 寺崎保広 2002『藤原京の形成』日本史リブレット6, 山川出版社。
- 直木孝次郎 1994『難波宮と難波津の研究』吉川弘文館。

- 中尾芳治 1995『難波宮の研究』吉川弘文館。
- 中村太一 1999「藤原京の『条坊制』」『日本歴史』612, 吉川弘文館。
- 奈良国立文化財研究所 1978『藤原宮木簡一解説』奈良国立文化財研究所史料第12冊。
- 奈良文化財研究所 2002『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(16)』。
- 仁藤敦史 1998『古代王権と都城』吉川弘文館。
- 仁藤敦史 1999「『藤原京』の京城と条坊」『日本歴史』619, 吉川弘文館。
- 花谷 浩 1997「本薬師寺の発掘調査」『佛教藝術』235, 毎日新聞社。
- 林部 均 2001『古代宮都形成過程の研究』青木書店。
- 森 公章 1998『「白村江」以後—国家危機と東アジア外交—』講談社。
- 山川 均・佐藤亜聖 2007「下三橋遺跡の発掘調査について—古代都市平城京に関する新発見—」『条里制・古代都市研究』22, 条里制・古代都市研究会。
- 山中 章 2001「古代宮都成立期の都市性」『都市社会史』新体系日本史6, 山川出版社。
- 吉川真司 1997「難波長柄豊碕宮の歴史的位置」『日本国家の史的特質』古代・中世, 思文閣出版。
- 吉川真司 2004「七世紀宮都史研究の課題—林部均『古代宮都形成過程の研究』をめぐって—」『日本史研究』507, 日本史研究会。
- 和田 萃 1995『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』中, 塙書房。
- 和田 萃 1999「大藤原京と神社・山陵」『部落解放なら』11, 奈良県部落解放研究所。

(挿図等出典)

第1表: 筆者作成

第1図: 奈良文化財研究所 2007『奈良文化財研究所紀要 2007』図113。

第2図: 筆者作成。

第3図: 奈良文化財研究所 2007『奈良文化財研究所紀要 2007』図104。

第4図: 奈良文化財研究所ほか 2002『飛鳥・藤原京展』朝日新聞社, p.138 挿図を一部改変。

第5図: 奈良国立文化財研究所 2000『奈良国立文化財研究所年報 2000-II』図4。

第1表 藤原京の造営過程（『日本書紀』『統日本紀』による）

天武5年(676)	9月10日	王卿を京及び畿内に遣して、人別の兵を校へしむ。
	是年	新城に都つくらむとす。限の内の田園は、公私を問はず、皆耕さずして悉に荒れぬ。然れども遂に都つくらず。
天武6年(677)	5月	京及び畿内に零す。
天武9年(680)	5月1日	絁・綿・絲・布を以て、京内の二十四寺に施りたまふこと、各差有り。
	10月4日	京内の諸寺の貧乏しき僧尼及び百姓を恤みて賑給す。
	11月12日	皇后の為に誓願ひて、初めて薬師寺を興つ。
天武10年(681)	2月25日	草壁皇子尊を立てて、皇太子とす。
天武11年(682)	3月1日	小紫三野王及び宮内官大夫等に命して、新城に遣して、其の地形を見しむ。仍りて都つくらむとす。
	3月16日	新城に幸す。
天武12年(683)	7月18日	天皇、京師に巡行します。
	12月17日	詔して曰はく、「凡そ都城・宮室、一処に非ず。必ず兩参造らむ。故、先ず難波に都つくらむと欲ふ。是を以て、百寮の者、各往りて家地を請はれ」とのたまふ。
天武13年(684)	2月28日	浄広肆麻呂・小錦中大伴連安麻呂、及び判官・録事・陰陽師・工匠等を畿内に遣して、都つくるべき地を視占しめたまふ。是の日に、三野王・小錦下采女臣筑羅等を信濃に遣して、地形を看しめたまふ。是の地に都つくらむとするか。
	3月9日	天皇、京師に巡行きたまひて、宮室之地を定めたまふ。
天武14年(685)	3月16日	京職大夫直大参許勢朝臣辛檀努卒りぬ。
朱鳥元年(686)	正月14日	難波の大蔵省に失火して、宮室悉に焚けぬ。
	9月9日	天皇の病、遂に差えずして、正宮に崩りましぬ。皇后、臨朝称制す。
持統元年(687)	10月22日	皇太子、公卿・百寮人等并て諸の国司・国造及び百姓男女を率て、始めて大内陵を築く。
持統2年(688)	正月8日	無遮大会を薬師寺に設く。
持統3年(689)	4月13日	皇太子草壁皇子尊薨りましぬ。
	6月29日	諸司に令一部二十二卷班ち賜ふ。
持統4年(690)	正月1日	皇后、即天皇位す。
	10月29日	高市皇子、藤原の宮地を觀す。公卿百寮従なり。
	12月19日	天皇、藤原に幸して宮地を觀す。公卿百寮、皆従なり。
持統5年(691)	10月27日	使者を遣して新益京を鎮め祭らしむ。
	12月8日	詔して曰はく、「右大臣に賜ふ宅地四町、直広式より以上には二町。大参より以下には一町。勤より以下、無位に至るまでは、其の戸口に隨はむ。其の上戸には一町。中戸には半町。下戸には四分之一。王等も此に准へよ」とのたまふ。
持統6年(692)	正月12日	天皇、新益京の路を觀す。
	5月23日	浄広肆難波王等を遣して、藤原の宮地を鎮め祭らしむ。
	6月30日	天皇、藤原の宮地を觀す。
持統7年(693)	2月10日	造京司衣縫王等に詔して、掘せる尸を収めしむ。
	8月1日	藤原の宮地に幸す。
持統8年(694)	正月21日	藤原宮に幸す。
	12月6日	藤原宮に遷り居します。
慶雲元年(704)	10月20日	始めて藤原宮の地を定む。宅の宮中に入れる百姓一千五百五烟に布賜ふこと差有り。

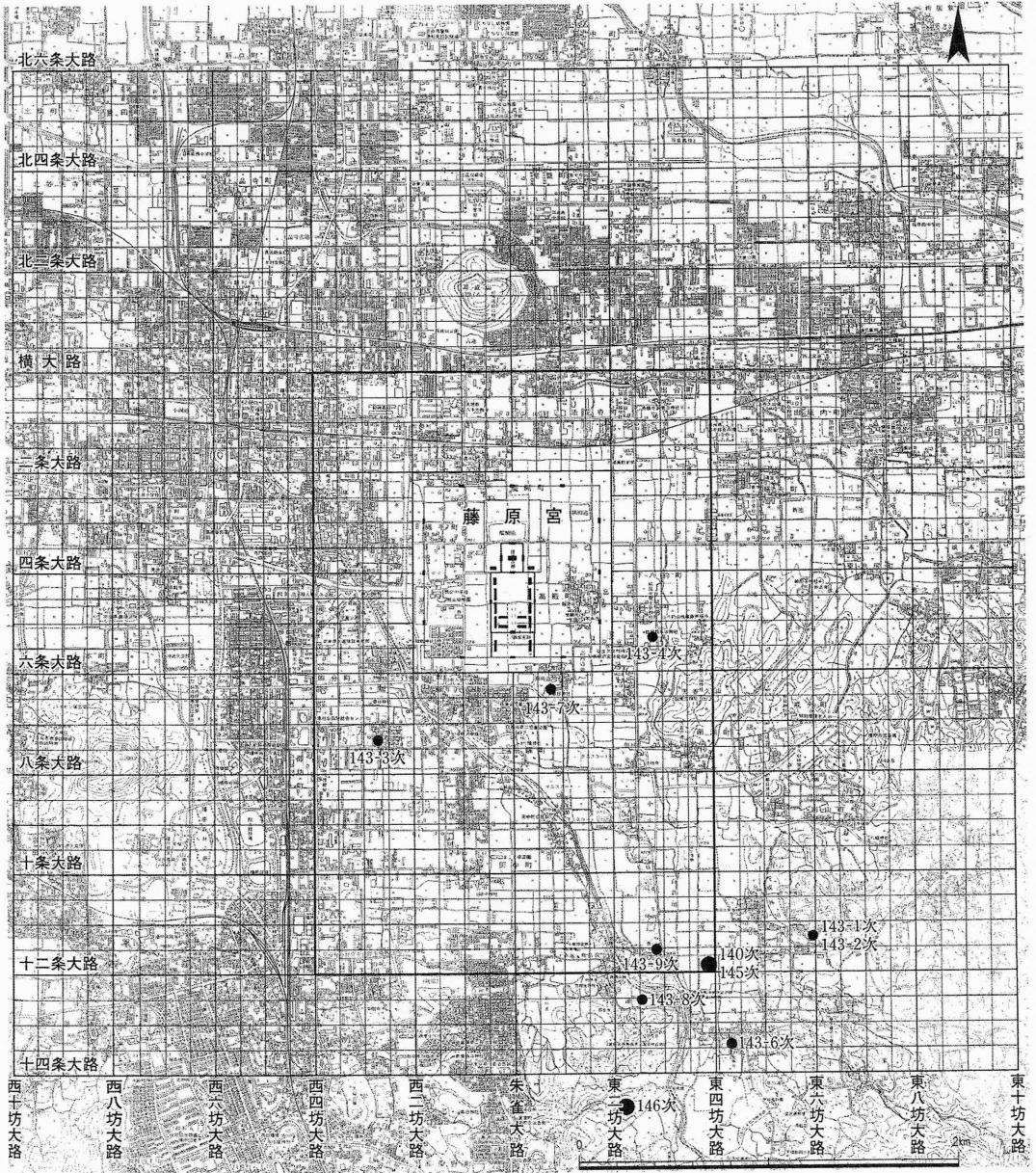


図 1 藤原京発掘調査位置図

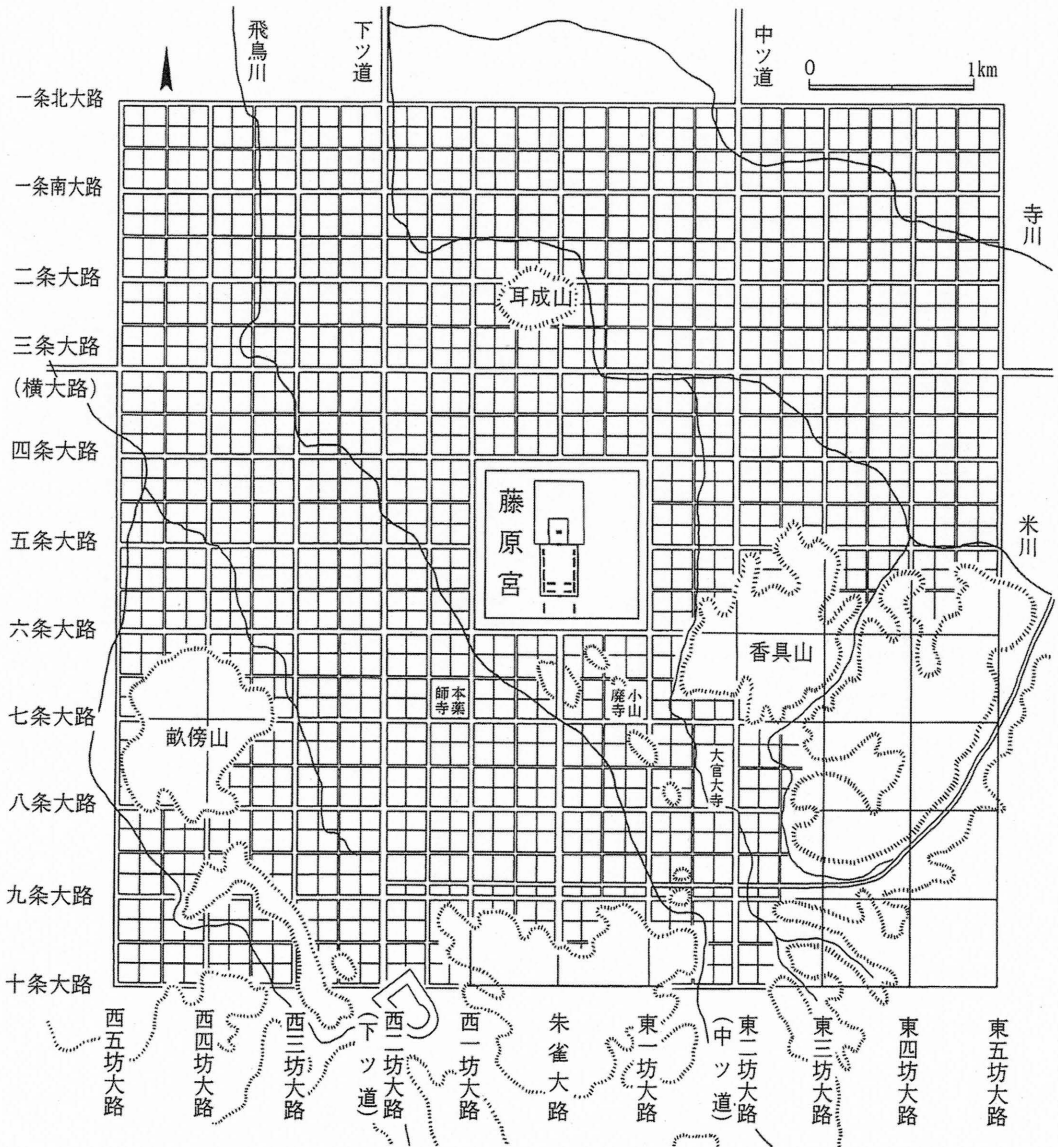


図 2 藤原京復元図

(一部の条坊は模式図，条坊呼称は便宜的に平城京に準ずる。)

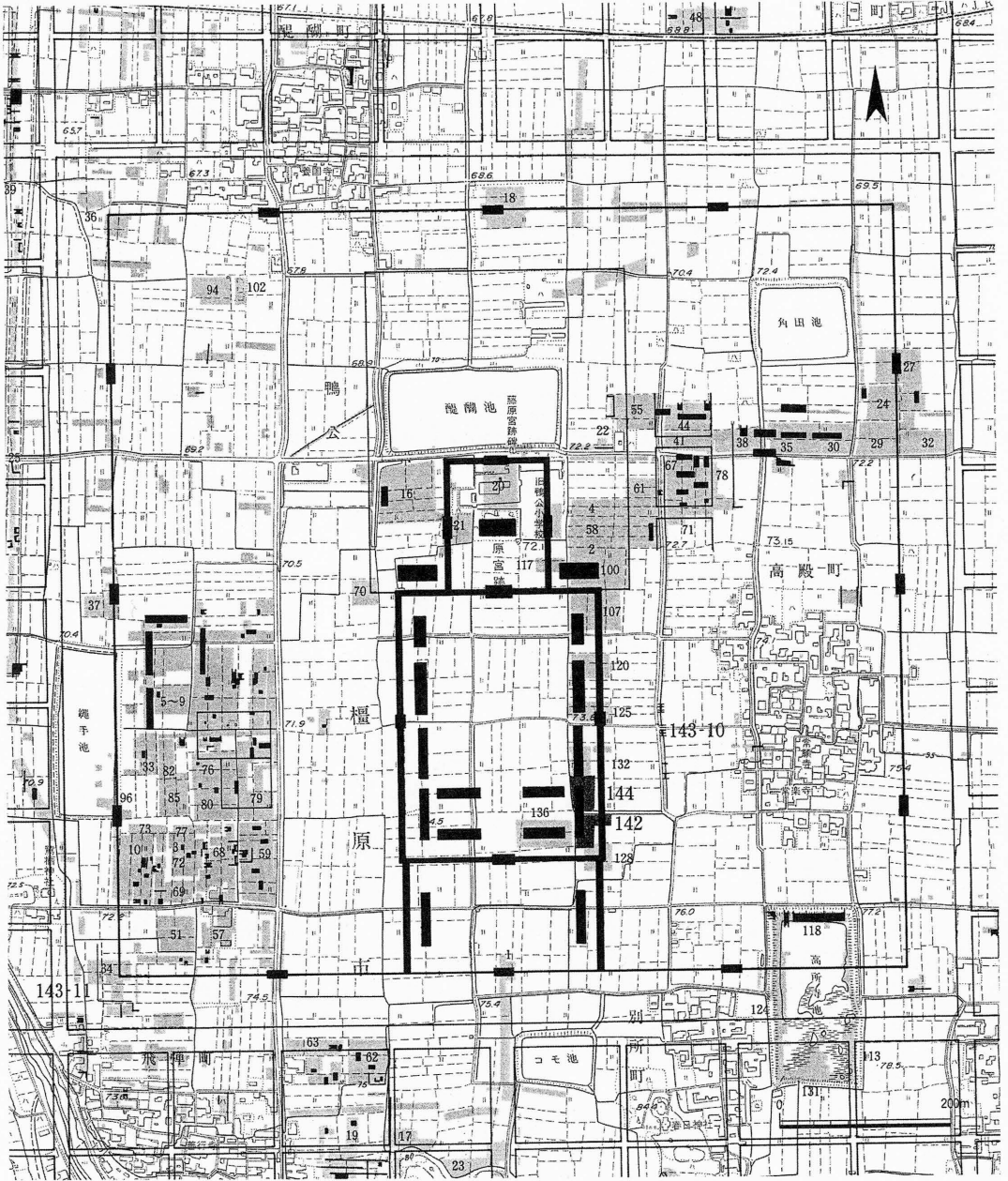


図3 藤原宮発掘調査位置図

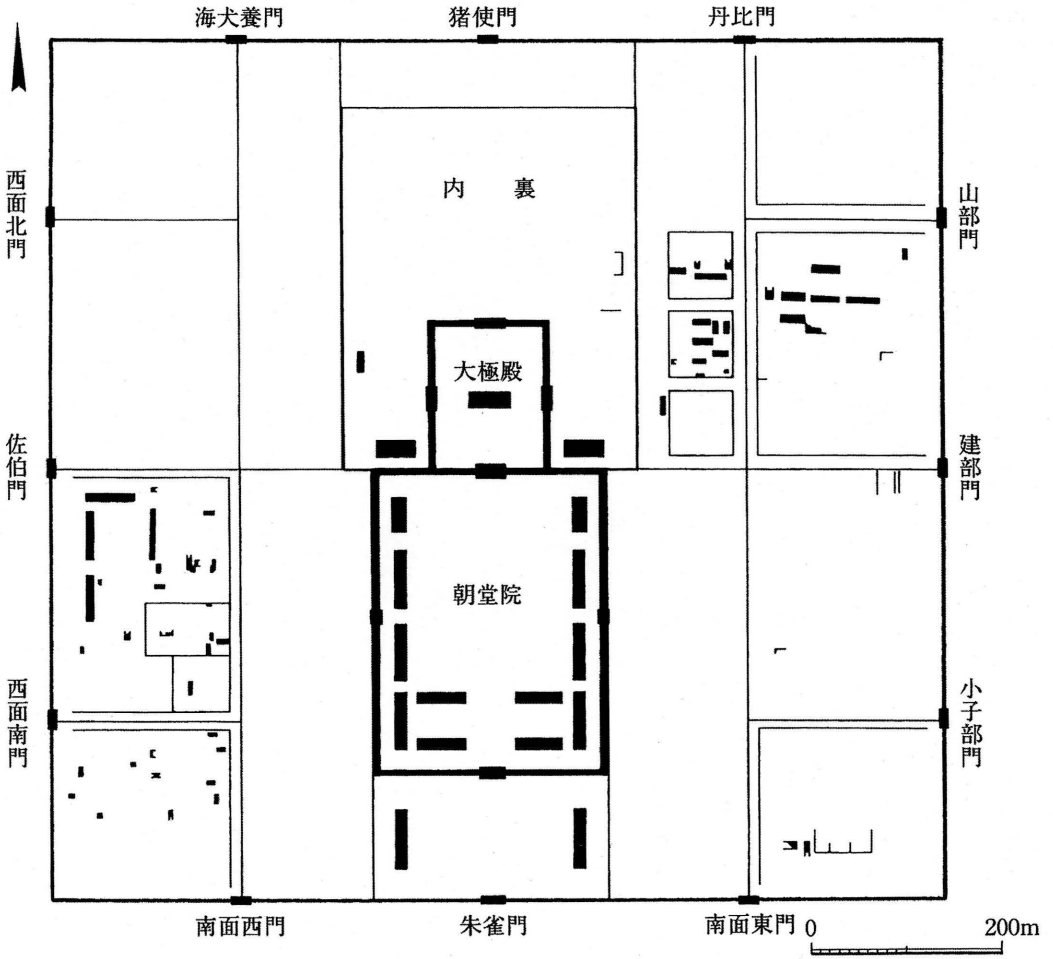


図4 藤原宮の復元

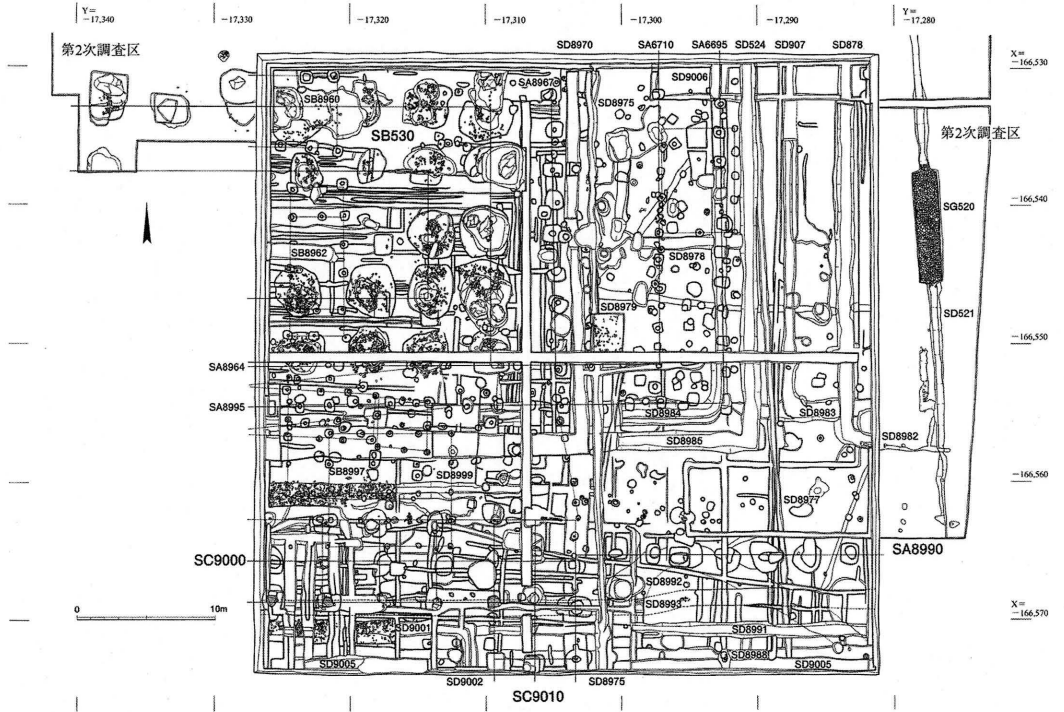


图 5 第 100 次調査遺構図